

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人光陽国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-0006 日本国東京都千代田区有楽町一丁目1番3号 東京 宝塚ビル17階		発送日 (日.月.年) 25.04.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 B40561W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2017/009881	国際出願日 (日.月.年) 13.03.2017	優先日 (日.月.年) 31.03.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B41J2/14(2006.01)i, B41J2/18(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) コニカミノルタ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 14.04.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 村田 顕一郎	2 P 5711
		電話番号 03-3581-1101 内線 3261	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-4, 6, 9	有
	請求項	1-2, 5, 7-8	無
進歩性 (I S)	請求項	6	有
	請求項	1-5, 7-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2015-77736 A (エスアイアイ・プリンテック株式会社) 2015. 04. 23,
段落 0047, 0050-0051-0054, 図 6-7
& US 2015/0109374 A1, 段落 0062, 0065-0069, 図 6A, 6B, 7A, 7B
文献2 : JP 5381915 B2 (コニカミノルタ株式会社) 2014. 01. 08,
段落 0013-0039, 0063-0066, 図 1, 4-7, 10
& JP 2012-11678 A, 段落 0013-0039, 0063-0066, 図 1, 4-7, 10

(1) 請求項1-2、5、7-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。

請求項1、8に関し、文献1(段落0047の側部流路5に関する記載、段落0050-0051の第五実施形態、図6)には、インクを射出する複数のノズル(10)が形成されたノズル層(9)と、複数のノズル(10)にそれぞれ連通する複数の圧力室(3)が形成された圧力室層(2)と、を有するヘッドチップと、複数の圧力室(3)に供給するインクを貯留するマニホールド(7)と、を備えるインクジェットヘッド(1)であって、ヘッドチップが、複数の圧力室(3)の各々に連通し、圧力室(3)のインクを排出可能な複数の個別連通路(5)と、圧力室層(2)のノズル層(9)に面する部分に設けられ、複数の個別連通路(5)が連結し、複数の個別連通路(5)から排出されたインクが合流する共通連通路(12a)と、を有している剪断モード型のインクジェットヘッド、が記載されている。

また、請求項2に関し、文献1では、図6より、共通連通路(12a)のインクの射出方向の幅が、ノズル層(9)の厚さよりも大きいことは明らかである。

また、請求項5に関し、文献1(段落0052-0054、図7)には、共通連通路(12a)のヘッドチップの長手方向の端部部分に、封止部材(11)を設けることが記載されている。

また、請求項7に関し、文献1では、圧力室(3)の上部にマニホールド(7)が設けられている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

(2) 請求項 3-4、9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、2より進歩性を有しない。

請求項 3-4に関し、文献 2には、インクを射出する複数のノズル(11a)が形成されたノズル層(11)と、複数のノズル(11a)にそれぞれ連通する複数の圧力室(13A)が形成された圧力室層(1)と、を有するヘッドチップと、複数の圧力室(13A)に供給する貯留するマニホールド(5)と、を備えるインクジェットヘッド(100)であって、ヘッドチップが、複数の圧力室(13A)の各々に連通し、圧力室(13A)のインクを排出可能な複数の個別連通路(19b)と、複数の個別連通路(19b)が連結し、複数の個別連通路(19b)から排出されたインクが合流する共通連通路(19)と、を有し、個別連通路(19b)がノズル層(11)の圧力室層(1)に面する部分に設けられ、圧力室層(1)が共通連通路(19)に連通しノズル層(11)側とは反対側に向ってインクを排出可能な排出流路(13B)を有しているインクジェットヘッド、が記載されている(段落0013-0039、0063-0066、図1、4-7、10等)。

文献 2では、共通連通路(19)を圧力室層(1)のノズル層(11)に面する部分に設ける点について記載されていないが、文献 2において、共通連通路を圧力室層のノズル層に面する部分に設ける上記文献 1記載の技術を採用し、共通連通路(19)を圧力室層(1)のノズル層(11)に面する部分に設けることは当業者が容易になし得たことである。

また、請求項 9に関し、文献 2では、段落 0063-0066の記載からして、圧力室(13A)から個別連通路(19b)への循環流を発生させるためのインクの循環手段が、インクジェット記録装置(図 10参照)に設けられていることは明らかである。

(3) 請求項 6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献のいずれにも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。